

入 札 公 告

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 第 1 項の規定により、条件付一般競争入札に参加する者に必要な資格を定め、次のとおり条件付一般競争入札に付します。

令和 8 年 8 月 19 日

沿岸広域振興局長 村上 聡

1 競争入札に付する事項

- (1) 業 務 名 大船渡陸前高田地区水門・陸閘機械設備保守点検業務委託
- (2) 仕 様 等 入札説明書による。
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (4) 履行場所 大船渡市ほか

2 入札及び開札の場所及び日時

- (1) 入札予定日時 令和 8 年 9 月 9 日（水）10 時
- (2) 場 所 大船渡地区合同庁舎 2 階 第 1 会議室

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 消費税及び岩手県県税条例（昭和 29 年岩手県条例 22 号）第 3 条に掲げる税目（岩手県内に本店又は支店を有する場合）に滞納がないこと。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から 1 か月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けてないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した水門・陸閘機械設備に関する保守点検業務又は水門・陸閘機械設備に関する工事について、平成 21 年 4 月以降の実績を有すること。

4 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の 100 分の 110 に相当する金額の 100 分の 3 以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

5 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所
岩手県公式ホームページ

6 入札参加資格申請書の受付期限及び提出方法

入札参加希望者は、別添の条件付一般競争入札参加申請書を令和8年9月2日（水）17時までに提出すること。

7 質問書の受付及び回答方法

設計書等に対して質問がある場合は、書面により令和8年9月2日（水）17時までにFAXにより提出すること。また、回答は、入札参加者に対し令和8年9月4日（金）17時までにFAXにより送信する。

8 入札の方法等

(1) 入札書は、2の日時及び場所に持参して提出すること。

(2) 落札価格の決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった総額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) その他入札に関する詳細は、一般競争入札心得によること。

9 その他

(1) 6により提出された書類を審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められたものに限り、入札に参加できるものとする。

(2) この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者の求められる義務を履行しなかった者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 落札者の決定方法 会計規則（平成4年岩手県規則第21条）第100条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他詳細は、入札説明書による。

10 入札参加申請書の提出及び問合せ先

郵便番号 022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田6番1号（大船渡地区合同庁舎3F）
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
電話番号 0192-27-9919 FAX 番号 0192-27-3225

入札説明書

この入札説明書は、岩手県が発注する委託業務契約に関し、条件付一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 委託業務内容

- (1) 業 務 名 大船渡陸前高田地区水門・陸閘機械設備保守点検業務委託
- (2) 仕 様 別紙仕様書のとおり。
- (3) 委託期間 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 大船渡市ほか

2 入札参加資格

次の全てを満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 消費税及び岩手県県税条例（昭和29年岩手県条例22号）第3条に掲げる税目（岩手県内に本店又は支店を有する場合）に滞納がないこと。
- (3) 入札書の提出の日から落札決定の日までの間に、岩手県から競争入札に関する指名停止を受けていないこと。
- (4) 岩手県から措置基準に基づく文書警告を受けている場合、入札書提出日現在において措置を受けた日から1か月を経過していること。
また、入札書提出日から落札決定の日までの間に、措置基準に基づく文書警告を受けてないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者、若しくは再生手続き開始の申し立てをしている者でないこと。
- (6) 役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。
- (7) 国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した水門・陸閘機械設備に関する保守点検業務又は水門・陸閘機械設備に関する工事について、平成21年4月以降の実績を有する者であること。

3 入札参加者に求められる事項

- (1) 入札参加者は、次の書類を令和8年9月2日（水）17時までの間に9（2）の場所に提出しなければならない。
なお、入札参加資格者は、提出した書類について説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
ア 競争参加資格を証明する書類
一般競争入札参加申請書に、平成21年4月以降に国土交通省又は地方公共団体の各機関が発注した、水門・陸閘機械設備保守点検業務委託等の実績を証明するものとして、各機関と交わした契約書の写しを提出すること。
- (2) 沿岸広域振興局長は、入札参加者が提出した書類の確認を行い、その結果を、令和8年9月4日（金）17時までにFAXにより通知するものとする。

4 入札及び開札の日時及び場所等

令和8年9月9日（水）10時

（場所：大船渡地区合同庁舎 2階 第1会議室）

- (1) 入札場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員及び立会い職員以外の者は入場することができない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札時刻後においては入札場に入場することができない。
- (3) 入札参加者又はその代理人が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者又はその代理人を入札場から退去させ、又は入札を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (4) その他詳細は、一般競争入札心得によること。

5 入札保証金に関する事項

入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額の100分の3以上の金額を岩手県会計管理者に納付しなければならない。ただし、入札参加者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

6 契約に関する事項

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 落札者は、契約保証金として契約額の100分の10以上の額を、契約締結前に納付しなければならない。ただし、落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したときは、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (3) 契約保証金には、利息を付さない。
- (4) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。
- (5) 契約条項は別添契約書(案)のとおりとする。

7 入札執行回数に関する事項

初度の入札において落札者がいない場合は、直ちに再度入札に付することとし、その回数は初度の入札を含め3回を限度とする。

8 本説明書等についての疑義

- (1) 本説明書等について疑義がある場合には、令和8年9月2日（水）17時までの間にFAXにより9（2）まで照会することが出来る。
- (2) 前号の疑義に対する回答は、入札参加資格者に対し令和8年9月4日（金）までにFAXにより送信する。

9 その他

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、全て当該入札参加者又は当該契約の相手方が負担するものとする。
- (2) 入札及び契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
郵便番号 022-8502 岩手県大船渡市猪川町字前田6番1号（大船渡地区合同庁舎3F）
沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター
電話番号 0192-27-9919 FAX 番号 0192-27-3225